2026年11月6日現在／11486-5

法改正情報	行政書士 しっかりわかる講義生中継 民法 第３版

本書において、下記のとおり、法改正による修正箇所がございます。
恐れ入りますが、ご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

ページ	法改正前	法改正後
※民法等の一部を改正する法律（令和６年法律第33号）〔父母の離婚後等の子の養育に関する見直し〕に基づく		
218	（２）被担保債権　②の下に以下を追加 **③　子の監護の費用（308条の２）** 次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権の各期における定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額（子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して当該定期金により扶養を受けるべき子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額）について認められます。 （ａ）夫婦間の協力及び扶助の義務 （ｂ）婚姻から生ずる費用の分担の義務 （ｃ）子の監護に関する義務 （ｄ）扶養の義務	
218	③　葬式費用（309条） ④　日用品供給（310条）	④　葬式費用（309条） ⑤　日用品供給（310条）
550	④　夫婦間の契約取消権（754条）　（上から１行目～13行目） **改正により全文削除**	
558	下から１行目 （768条、771条）。	（768条、771条）。ただし、離婚の時から５年を経過したときはできません（768条２項）。
578	本文上から１行目の下に以下を追加 **（親の責務等）** 父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の**人格を尊重**するとともに、その子の**年齢および発達の程度に配慮**してその子を養育しなければならず、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければなりません（817条の12第１項）。また、**婚姻関係の有無にかかわらず**、子に関する権利の行使または義務の履行に関し、その子の利益のため、**互いに人格を尊重し協力**しなければなりません（817条の12第２項） **（親子の交流等）** 子と別居する父または母その他の親族と当該子との交流について必要な事項は、**父母の協議**で定めます（817条の13第１項前段）。この場合においては、**子の利益を最も優先**して考慮しなければなりません（817条の13第１項後段）。この協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、**家庭裁判所**が、父又は母の請求により、同項の事項を定めます（817条の13第２項）。	

578	（１）親権者　①②すべてを以下に差替え **①　婚姻中の親権者** 実親子関係では、その**父母が親権者**となり、**父母が共同**して親権を行います（818条２項）。 **②　父母の離婚後の親権者** 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その**双方**または**一方**を親権者と定めます（819条１項）。 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の**双方**または**一方**を親権者と定めます（819条２項）。 **子の出生前に父母が離婚**した場合には、親権は、**母**が行います（819条３項本文）。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父母の双方または父を親権者と定めることができます（819条３項ただし書）。 **父が認知した子**に対する親権は、**母**が行います。ただし、父母の協議で、父母の双方または父を親権者と定めることができる（819条４項）。	
579	⑤の下に以下を追加 **⑥　親権の行使方法等（824条の２）** 親権は、**父母が共同**して行いますが、①その**一方のみが親権者**であるとき、②他の**一方が親権を行うことができない**とき、③子の利益のため**急迫の事情**があるときは、その**一方**が行います（１項）。 父母は、その双方が親権者であるときであっても、前項本文の規定にかかわらず、**監護および教育に関する日常の行為**に係る親権の行使を**単独**ですることができます（２項）。 特定の事項に係る親権の行使（第１項ただし書または前項の規定により父母の一方が単独で行うことができるものを除く。）について、父母間に協議が調わない場合であって、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、父または母の請求により、当該事項に係る親権の行使を父母の一方が単独ですることができる旨を定めることができます（３項）。	
579	上から８行目 ⑥　利益相反行為	⑦　利益相反行為

以上